

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『調停委員の人材確保と人材育成』

- 1 開催日時 令和4年12月9日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者

地裁委員 石垣陽介（兼務）、剣持亮、小林宏介、信木晴雄、廣田善康、森幹（兼務）、山本美幸（50音順・敬称略）

家裁委員 飯塚謙、石垣陽介（兼務）、井上雄樹、勝木晃之郎、川端美穂、高橋由美子、森幹（兼務）（50音順・敬称略）

事務局 神政和家裁首席書記官、氏家久美地裁事務局長、菅野福道家裁事務局長、上杉珠貴家裁事務局次長、堤正則地裁総務課長、諸澤秀樹家裁総務課長、山谷綾地裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交代報告
- (3) 委員長選出

各委員会の委員全員一致で石垣陽介委員が各委員長に選任された。

- (4) 委員長あいさつ

ア 委員長あいさつ

イ 委員長代理の指名

委員長は、委員長に事故があるときの委員長代理として地方裁判所委員会については剣持亮委員を、家庭裁判所委員会については飯塚謙委員を指名した。

- (5) 新任委員の自己紹介

(6) 説明等

事務局から、調停委員の人材確保について説明を行った。

(7) 意見交換等

委員長 ただいま、調停委員の人材確保について御説明させていただきましたが、御意見を伺いたいと思います。調停制度に対するイメージや何か御感想はあるでしょうか。

委員 市民参加が建前だと思いますが、求められる資質のうち、「人間関係を調整する素養があること」は大事ですが、感想として、それを図る尺度はあるのかと思いました。「健康であること」については、ふさわしくないかなという気がしています。市民参加型の法的手続のなかには、時代背景とともに、多様な視点の意見を反映させたり、社会の変化を読まないといけないものがあると思います。

調停委員の任命について、40歳以上を35歳以上にして若年化し、70歳未満から75歳未満に延ばして高齢の方にとどまってもらうようにすると思います。年齢構成比を見ると、60代の方が多く、60代の方が悪いわけではありませんが、若年化した方がよいと思います。また、女性の割合を増やすのが大事なことです。民事と家事では、家事の方が女性が多く、40代、50代の方が多いです。民事と家事的紛争にもよりますが、どうしてこうなっているのかを分析するとよいと思います。

委員長 年齢の分布を見ると、偏りがあるので、色んな年齢層の意見を反映させるのはもっともなことだと思います。また、仕事についても、今は、IT関係が多くなっていますから、IT関係に精通した人材に参加していただいた方が色んな紛争に対応できると思いますが、どこから推薦をいただければよいのか、お知恵を拝借したいと思います。

委員 委員の数が充足されていないと説明がありましたが、それによって調

停が遅れたり、まとまらないということが頻発している状況なのでしょうか。委員は、どれくらい忙しいのでしょうか。

説明者 民事事件においても家事事件においても、充足していないことによる調停手続の遅れは表面化しているものではありません。ただ、調停委員の数や質を維持するためには、安定的に調停委員を確保して、継続していきたいと思っています。

説明者 家事事件については、調停委員の数が充足していない関係で遅滞が生じている実態にあるわけではありません。調停委員が担当している事件数には、多少の偏りがあります。調停委員も仕事をしているため、そういう面で差が生じてしまっています。

説明者 調停は、日中に行われますので、本業をもたれている方には、本業との兼ね合いが難しいという部分もあると思います。多い方では、週1、2回で担当している調停委員もいます。繁忙度については、本業を持っている人とそうでない人とで感じ方は違うと思います。

委員 調停が意義ある制度であると思う反面、歩み寄れないほど対立が激しい事件もあると思います。家事事件では、調停前置主義のため、審判や訴訟を申し立てても一度調停に付されてしまいます。代理人が付いているものについては、ある程度事前交渉をしているので、調停をするにしても審判をする上での争点整理をするなど柔軟な運用が必要だと思います。東京家裁では、そのような対応もありました。

若い調停委員を確保していく中で、仕事をしている人は、日中裁判所に来ることが難しいですし、当事者も日中に来ることが難しいこともあります。個人的には、隔週、隔月など、夜間や休日にできる制度があったらよいのではないかと思います。

委員長 調停制度の限界と現状での手続運用を柔軟にしたらよいのではないかとのことですね。貴重な御意見ありがとうございます。

調停委員の確保のためには、調停制度や調停委員の役割等について知っていただくことが重要と考えられますが、外部の方々に調停制度を知っていただくためには、どのような方法があるでしょうか。

委員 調停委員になって、1年経っていますが、守秘義務があるので、どこまでどう話していいのかよくわからず、自分が調停委員をやっていることを周囲に話していません。

自分が所属している団体では、保護司のお手伝いをしており、薬物依存の方が月2回集まって、自分たちのことを話し合う集会でお手伝いをしたり、刑務所の花壇を作ったり、保護施設のクリスマス会をやったりしています。団体のPRは、社会を明るくする運動での活動や花壇活動を行う中で行っています。

委員 先ほど、調停委員の任命で求められる資質のうち、「健康であること」については疑問視しますと言いましたが、それは、病気をしてみないとわからないことがあるからです。調停委員の役割である当事者のニーズにあった調停運営は、当事者の気持ちをわかっている必要があり、当事者の視点が抜けてしまっただけではいけないと思います。人材確保の多様な視点の中で抜け落ちたものとして、もしかしたら当事者としての視点が抜けているかもしれないと思います。形ばかりにこだわって形骸化していくと、社会の実情や紛争の持っている暗い部分を見逃してしまいます。

委員長 紛争の実相をつかむためには、当事者目線に立った視点で物事を考えられる人材が必要だということですね。他に外部発信の方法について、何かしらのアドバイスはありませんか。

委員 IT環境の中、テレビもあまり見られなくなっています。一般の方に伝えていくなら、ネットやツイッター発信、SNSをどんどん活用していくことが欠かせないと思います。それとは別に、人材確保について、各種団体、専門的知識の関係を密にしていき、一般に発信してくの

とは別にやっていくのが大事だと思います。

また、どういう状況が壁になって人材確保が難しくなっているのかわかりませんが、時代が変わってきて、難しくなっているのであれば、ウェブの活用も大事だと思います。旭川は、管内が広いというのが特徴なので、集まって対面で行うのが難しい側面があると思いますが、人材を管内だけで集めるより、ウェブを活用して他からの支援を得るなど遠隔でやっていくことも必要だと思いました。

委員長 仮に、各委員が所属する団体に調停委員の推薦依頼がされた場合、ご推薦いただくことは可能なのでしょうか。推薦が難しい場合、どのような点で推薦が難しいのかご事情があれば教えていただきたいと思います。また、各委員御自身が調停委員をしようとした場合、どのような点にあい路があるのでしょうか。それぞれのあい路を解消するための方策としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

委員 躊躇する部分といえば、やはり1回半日の時間がとられるため、通常業務での報酬と比べると費用に見合わない点です。公共的な意義をもつ事業として受けることも考えられますが、若手の場合、自分の業務を犠牲にしてまで調停委員をやることを躊躇してしまうと思われます。また、代理人がついていない事件については、話を整理するのに労力を要します。法律相談では、法的請求が成り立つのかを判断すればよいですが、調停の場合、権利義務関係を調整し、さらに解決まで導いていくので、公共的な意義を考えたとしても荷が重いと思います。そういった点で、自ら率先して立候補したいという声は聞きません。

委員長 やはり、皆さん時間的拘束が大きなネックになるところでしょうか。では、調停委員の確保のために、どのような所にどのような働きかけを行うのが効果的でしょうか。団体に推薦を依頼するとすれば、どのような団体に推薦依頼するのがよいでしょうか。

委員 本業を持たれている方だと、単純に考えると、調停委員になることにつき、おいそれといいですよとは言えません。かといって、仕事をもっている人の視点も大事だと思います。現実的な問題として、高齢の方であれば知見や時間もありますし、年齢分布にもそういうことが表れているのではないのでしょうか。したがって、高齢の方が元気に集まっているような会合などに声をかけることも1つの手だと思います。

委員長 時間的に調整が付きやすい士業の方や一線を退いた方に集中してしまいがちですが、若い人にも入って、新しい考え方・価値観を取り入れていかなければならないと思います。そういった方をどのようなところから確保していけばよいのかお知恵をお聞かせください。

委員 裁判官の目から見たときに、調停委員はボランティアのような報酬で、しかも相当専門的な仕事をしなければならないと思います。長いこと保たれてきた制度ですが、個人的には、無理がある制度でもあるのではないかと思います。裁判官は、どういう所を調停委員に求めたいのかをお聞きしたい。

委員 法的な観点は、裁判官が入って、評議する中で補うことができます。人の話をどれだけ丁寧に聞いて、それを受け止めた上で、課題についてどう思うか促しをしていけることが一番重要だと思います。法律家だと「法的な判断ではこういう傾向になりそうだ。」と言えますが、それだけでは調停の当事者は納得しません。話を聞いてもらった経験、共感してもらった経験、それでもこういう問題があることについて、どう考えていきましょうかと一緒に考えていくなど、ある程度手間をかけて、共有できる力が重要だと個人的には思います。

委員 私は、法律的な知識がありませんが、調停委員をやって欲しいと言われたときに、法的知識がないのにやってもいいのかがネックになりました。面接を受けたときに、裁判官から「何ができますか。」と聞かれ、

「何もできません。話を聞くだけしかできません。」と答えたところ、
「それが一番大事です。」と言われたので、それでいいのかと思いました。
た。

弁護士や税理士の相調停委員は、法的知識に詳しく、私には、なかなか覚えるまで至りませんが、それでもやっていけばいいのだと感じているところです。しかし、それを人に勧めるところまでは至っていません。

委員長 調停は、裁判官と調停委員の3人でワンチームなので、皆で足りない部分を補完して進めることで良いのです。1つ1つの紛争解決という意味で、社会貢献活動に協力いただける人材がいたら紹介していただきたいと思います。検察庁では、人材確保という点で、何かやっていることはありますか。

委員 外部への広報ということでは、大学や中学・高校に行き、事務官採用の広報活動はしています。調停となると話は変わってくると思いますが、一般広報ができないのかなとも思います。どういう人が応募してくるかわからないけれども、埋もれている人がいるかもしれないので、やってみてもいいと思います。

(8) 説明等

事務局から、調停委員の技能等の向上のための方策について説明を行った。

(9) 意見交換等

委員長 それでは、先ほどの御説明について、御意見、御感想を伺いたいと存じます。皆さんが所属する組織において、技能向上について取り組んでいることがあれば、ご紹介していただきたいと思います。

委員 求められる技能について、どのレベルにいる人が、研修や自己研鑽によって、どこまでの技能を備えるのかというアセスメントをされている

のでしょうか。

説明者 調停委員の人材の発掘の説明にあったように、元々基本的な技能をお持ちの方に調停委員になっていただいているため、調停を通して法的知識や傾聴能力についての技能を向上していただいております、どこまでに至るという明確な基準というものがあるわけではありません。

委員 調停委員制度の中では、色んな知恵を持っている人がいますが、そこには偏りがあるし、バランス良く持っている方は、なかなかいないため、偏った人がいたとしても、紛争を解決するための落としどころを探るためのサポーターとして、どうあるべきなのかだと思います。

補講の例などでは、若い人であっても積極的に参加しているので、一人一人の意識・探究心があれば、自己研鑽や技能が上がっていくのではないかと思います。大学を退官された後、保護司やいのちの電話の相談員をやっている方たちは、学ぶ意欲がある方が多いので、一般公募として、色んな人が調停委員になるような社会に開かれた応募のあり方があったとしてもよいのではないかと思います。

委員長 紛争を仲裁するには、まず当事者の話を聞くのが出発点であり、傾聴力が必要になりますが、真意を理解するのはなかなか難しい問題だと思います。その辺りは、消費生活相談を受けている立場として、傾聴力について、技能向上はどのようにしているのでしょうか。

委員 日々の相談業務で培っていくしかないと思います。全国各地の消費生活センターで、相談業務を担う人材の育成や人材確保を目的とした消費生活相談員担い手確保事業を消費者庁で行っています。そういう形で、皆さんに受けてもらうことはできないのでしょうか。

受容と共感、傾聴力を養っていくためには、資質や技能向上は、消費生活相談員にも当てはまることで、常にこれを意識していますが、新しく入ってきた相談員には、黙って話を聞くことが難しいです。札幌で

は、民間の団体である家庭生活カウンセリング協会の窓口で、半年くらいの実務経験を積んでもらい、話を遮らないという指導をしています。

委員 研修を受ける人に、模擬調停を類型化したものを録画して見せていく方法があると思います。妥当な能力を持つ者が短期間で処理したもの、妥当な能力を持つが長期になってしまったもの、能力不足で長期化してしまったもの、能力不足で簡単な事案についてもダメになってしまったものの4種類の番組を作っておいたら良いと思います。

調停協会には、有効活用できる実践能力の資源があると思われ、技能が向上するのは、資源があるからだと思います。調停委員に求められる基本的な技能は、「法的観点から事件の見通しをつける能力」がベースになり、それと「当事者を説得・調整する能力」の釣り合いが取れたときに、調停が解決していくと思われれます。技能の向上というのは、難しい定義ですが、調停を見せた方がよいと思います。4階層に分かれて研修をしていくときに、階層連携をし、各階層でアセスメントしながら進めていくといいと思います。

委員 当事者にアンケートをとってみて、匿名化して、皆さんに共有するのもいいのではないのでしょうか。事件によって不満はあると思いますが、直接利用した当事者からの意見は、一番の振り返りになるのではないのでしょうか。

委員 研修も大事ですが、基本的な技能を全ての調停委員に求めることは難しいと思います。事前評議をし、調停に臨んでいると思いますが、調停委員の2人の間でも共通認識をもたず、申立人側及び相手方交互の事情聴取が重ねられることがあります。そのため、相当な解決というより、妥協を求める解決になっていることがあります。1回目と2回目では、裁判官が直接関わる人が多いと思いますが、全体的に裁判官が関わる場面が少ないのかなと思います。期日間ではなく、1回目の期日中で

も、裁判官と協議できる時間を持てたら、OJTの観点からも、研修より実質的な能力が身に付くのではないかと思います。

委員長 職員等の自己研鑽意欲を向上させるためにとっている方策はありますか。

委員 消費生活センターでは、北海道でも旭川市でも研修を行います。他に、消費者庁でも、リモートですが研修を行っています。私たちは国家資格をもっているので、資格制度を作ってはどうか。

また、家庭生活カウンセラーの研修には、話を聞くことで家庭生活も円満になりますよというふれ込みで、自分を変えたい人が多く参加しているので、調停協会では調停委員のためだけではなく、市民のための勉強の場として、そういうものを作ってもいいのではないかと思います。

そこでは、お金を取っていたので、参加費を取ってでも学びたいという人もいましたので、そういうことも考えてもいいのではないかと思います。

(10) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「裁判員制度の広報について」と「成年後見制度の利用促進について」として、令和5年5月23日（火）午後1時30分に開催することとされた。

(11) 閉会宣言

配 布 資 料

資料 1 旭川地方裁判所地方裁判所委員会委員名簿、旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会委員名簿

資料 2 本日の委員会の出席者名簿

資料 3 令和 4 年度第 2 回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（説明メモ）「調停委員の人材確保について」

資料 4 令和 4 年度第 2 回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（説明メモ）「調停委員の技能等の向上のための方策について」

（配布資料添付省略）